

## 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)

The Labour Year Book of Japan post war special ed.

## 第一篇 労働争議

## 第二章 主要な争議

## 第一節 読売新聞社の争議

昭和二一年六月十三日に発表された組合幹部六氏の誡首によつて端を発した読売争議は一ヶ月にわたる折衝をへて七月十二日にはついにストライキに入った。この争議は終戦後の最初の重要なストライキとして注目されるものである。争議の遠因は二十年の十一月から十二月にかけて起つた経営民主化をめぐる争議の結果次の様な条件で解決したことにもとめられる。すなわち、当時社長であった正力松太郎氏が社長を辞すると共に、会社を株式会社に改組して、正力氏の推薦する馬場恒吾氏が社長に、小林氏が専務にそれぞれ就任した。

又経営協議会を設置し、編集及び業務に関する重要事項を協議することが決定され、社長の抜擢した鈴木東民氏が、組合長であると共に編集局長に就任し、編集、人事、業務の一般に至るまで、組合側は経営協議会を通じて有力な発言が出来るようになった。かくの如き事態が、社長側の編集権確立と紙面政策の転換にとって障害となり、同時に争議の遠因ともなったのである。

かくて鈴木東民氏を編集局長の地位から退けるための計画が種々行われ、終戦まで読売の副主筆として活躍した安田庄司氏を後任に推す等のことも問題となったが、人事異動は未解決に終わっていた。しかるに六月四日付新聞の「麥藭の供出に奨励金」という記事に主観を与えたということから、民間情報局新聞課から嚴重な警告を受けたことを機会に人事移動は処分問題として急速に進展することになった。かくして六月十三日鈴木、坂野氏他編集関係の六氏の誡首が発表されたのである。これら六氏は片山氏をのぞいていずれも組合の常任執行委員であり、六氏の誡首によつて組合が弱体化することは明白であった。組合では直ちにこれを単一組合に報告するとともに、執行委員会全体会議ならびに従業員大会を開き、闘争目標を首切り反対の一点に集中して闘争に起ちあがったのである。その闘争方法は折衝闘争の形をとり、会社側と屢次にわたる交渉がつけられた。此の間であつて会社側の運動が積極的に行われたことは言うまでもない。すなわち、先ず部長、課長による「社長絶対支持の署名運動」が行われ、各部に於いて誡首処置の絶対承認が求められた。六月二十四日にいたり馬場社長は会社の閉鎖鎮宣言を行ったため、社内に異常なショックを与え、組合は折衝闘争を打切るのやむなきにいたつた。会社側は更に七月四日、残存の組合幹部と折衝に当たつた闘争委員の中心分子十六名を地方に左遷する人事を発令して追い打ちを加えたのである。かゝる状況において、業務局、税務局等を中心にした組合員が、七月十四日に執行委員会の議を経ることなく労働委員会提訴反対、社長支持、組合刷新を標榜して罷業団に対立し組合大会を開催した。組合側ではこの大会の阻止につとめたが、成功せずついに十二日正午を期してストライキに入ることゝなつた。一方反対派の組合大会は予定の如く強行され、規約改正、役員改選、組合の積極的分子四十名の除名を決議した。七月二二日の新聞単一組合大会は反対派を御用組合であるとし、罷業団のみが読売支部であることを決議したため、反対派は単一組合からの脱退を宣言し、読売新聞従業員組合を結成するにいたつた。尚ストライキに入った組合の大部分は工務局

員であった為、十四日から十八日迄の新聞発行は不可能となったが、反対派は大挙して罷業団の占拠する工務局の明渡しを要求、これを退去せしめ、翌十八日から新聞は再び印刷刊行された。

この争議に於て特に顕著なことは、戦後始めて官憲による干渉が行われたことである。すなわち、六月二日丸ノ内署の警官隊五百名は読売新聞社を包囲し、その一部は社内に入り、会議中の組合幹部と執務中の社員五十六名を検束した。その際被毆首者六名のうち四名は、社内にはた為不法侵入の疑いで二週間に亘つて検事拘留に付された。

このような警察権力の圧迫と会社側の積極的な組合破壊工作に抗して罷業団は活発な闘争を行った。すなわち先に工務局を反対派に明け渡した争議団は十六日から外部の日本発送電組合の事務所を本部とし、内部の結束を固めてストライキを続け、闘争資金獲得のための行商や、街頭宣伝隊の活動を活発に行った。このストライキに対し都下の各労働団体は積極的に支持したが、殊に新聞通信労働組合では執行委員会を中心に罷業団の全面的援助にのり出し、新聞通信組合の名の下に、東京地方労働委員会に提訴した。又印刷出版労働組合も全面的な共同闘争にのり出し、更に産業別組合会議傘下の二二組合も、他の組合と共に読売争議応援委員会をつくり、基金カンパ、応援デモ、職場に於ける真相報告会等の活動を行った。かくの如き共同闘争は労働者階級の連帯心を昂揚せしめると共に、其の後の十月闘争の準備行動ともなったのである。

さて提訴を受けた労働委員会は八月三日次の様な勧告を行った。

## 勧 告

一、馬場社長ら社幹部の執った処置は全体として労組法第十一条第一項の精神に鑑み妥当を欠くが(イ)鈴木編集局長ら六名の解雇は当時の事情上民法第六十八条のいはゆる「已むことを得ざる事由」があったものと認めると共に(ロ)事ここに至ったにつき社幹部にも怠慢の責があるから依願解雇の形式により解雇の結果蒙るべき損害を充分に補償すること。

二、第二次以後の解雇その他の処分については個々に具体的に審査するを要し、已むを得ざる事由なしと認めれば労組法第十一条第一項に違反するものと認めねばならぬから新幹部はこの点を十分に考慮し善後処置を執ること、委員会はそれまで労組法三三条の請求を留保する。

右の勧告に対して会社側は「善処する」旨を約束したが、解決の遷延を策し、ついに九月二十四日新聞通信放送労組は読売争議解決を主要要求事項としてゼネストを決定するにいたった。ゼネストは十月五日に行われることになったが、朝日、毎日等はストを保留し、十六日には放送協会支部をのぞいて他は全部ゼネスト態勢を解除した。かくて八月十六日の交渉において妥結し、次の如き約定書を調印して二ヶ月の長期にわたつた争議も終結したのである。

## 約 定 書

日本新聞通信放送労働組合読売支部は今回の争議に関し読売会社と解決条件のもとに昭和二十一年十月十六日午後六時三十分調印を行い、これと同時に同支部は一切の争議行為を停止するとともに当事者双方互いに誠意を以てこれが円満なる遂行に当ることを約定す。

## 解 決 条 件

- 一、鈴木東民氏以下六名は依願退社の取り扱いをなすこと。
- 一、長文連氏以下三十一名の馘首は撤回すること。
- 三、他に犠牲者は絶対出さざること。
- 四、最低給料の引上げについては充分考慮する。

#### 諒解事項

- 一、鈴木東民氏以下六名の馘首は依退と同様の退職慰労金を支給する。
- 二、長文連氏以下三十一名は復社し夫々局付とし自発的に退社手続をとる。
- 三、争議費用は項目別に内容を検討し支給する。

日本労働年鑑 第22集／戦後特集  
発行 1949年8月15日  
編著 大原社会問題研究所  
発行所 第一出版  
2000年2月1日公開開始

---

■←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---